



## 第3章 基本的な考え方

### 1 3つの柱と基本方針

今を生きる子ども・若者が置かれている現状や抱えている問題をしっかりと受けとめ、これまで家庭、学校、地域が連携して取り組んできた青少年の健全育成を主とした施策を継承するとともに、対象年齢を40歳未満までの若者に拡大して、地域の多様な担い手の育成、就学から就労への円滑な移行、不登校やひきこもり等社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者や家族への支援、制度と制度の狭間や新たな課題に対応するために、子ども・若者に関わるすべての県民が一体となって推進します。

このため、施策の基本的な柱として、「Ⅰ 子ども・若者の育成と自立に向けた支援」、「Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進」、「Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援」を定め、「子ども・若者一人ひとりが夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県」の実現をめざし、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

#### Ⅰ 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、よりよい社会を共に創りあげていく力を身につけることができるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。

#### Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。

#### Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子どもや若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、継続的な支援を実施します。



子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、  
輝いて生きていける山形県をめざして

## 2

## 子ども・若者の育成支援を推進する3つの視点

- (1) 子ども・若者の意見や立場を尊重します。
- (2) 一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援を行います。
- (3) 地域の社会関係資本\*を積極的に活用します。

\*社会関係資本：人と人とのつながり、信頼、ネットワークそのもの。

## 3

## 7つの基本的方向と17の施策の方向

### I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

- |                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| <b>1</b> 子ども・若者の自己形成支援      | { | <b>①</b> 日常生活能力の習得<br><b>②</b> 豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成            |
| <b>2</b> 子ども・若者の社会形成・社会参加支援 | { | <b>③</b> 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進<br><b>④</b> 社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成 |
| <b>3</b> 社会全体で支えるための環境づくり   | { | <b>⑤</b> 家庭、学校、地域の連携・協働の推進<br><b>⑥</b> 社会環境の健全化の推進             |

### II 若者が活躍できる環境づくりの推進

- |                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| <b>4</b> 若者が活躍できる基盤づくりへの支援    | { | <b>⑦</b> 若者の活躍を推進する機運の醸成<br><b>⑧</b> 多様な活動の促進、つながる機会の拡大 |
| <b>5</b> 若者のライフステージに応じた総合的な支援 | { | <b>⑨</b> 若者の職業的自立、就労支援<br><b>⑩</b> 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援    |

### III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

- |                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| <b>6</b> 様々な状況ごとの相談と支援の充実 | { | <b>⑪</b> ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援<br><b>⑫</b> 障がいのある子ども・若者の支援<br><b>⑬</b> 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援<br><b>⑭</b> 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止<br><b>⑮</b> 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援 |
| <b>7</b> 安心して生活できる体制の構築   | { | <b>⑯</b> 総合的な相談・支援体制の確立<br><b>⑰</b> 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築  |